○国土交通省告示第二百二十六号

道路運送車両法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十四号）第七十条第一項の規定により、三菱ロジスネクスト株式会社から、製作者等の氏名又は名称を次のとおり変更する旨届出があった。

平成三十年二月二十三日　国土交通大臣　石井　啓一

1．変更する製作者等の氏名又は名称

新　三菱ロジスネクスト株式会社

旧　ニチユ三菱フォークリフト株式会社

2．変更年月日

平成29年10月1日

○国土交通省告示第二百二十七号

道路運送車両法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十四号）第七十条第一項の規定により、キャタピラージャパン合同会社から、製作者等の住所を次のとおり変更する旨届出があった。

平成三十年二月二十三日　国土交通大臣　石井　啓一

1．変更する製作者等の住所

新　神奈川県横浜市西区みなとみらい三丁目7番1　東京都世田谷区用賀4丁目10番1号

旧

2．変更年月日

平成29年12月18日

○防衛省告示第四十四号

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二条の規定によりアメリカ合衆国が使用を許される施設及び区域について、一部返還、共同使用、追加提供及び新規提供が平成三十年二月二十一日次のとおり決定された。

平成三十年二月二十三日　防衛大臣　小野寺五典

陸上施設

◎一部返還

施設番号	施設名	所在地名	所有関係	摘要
一〇七四	鹿追然別中演習場	北海道河東郡鹿追町	国有	建物：約三、六〇〇平方メートル 平成三十年二月十三日

◎共同使用

施設番号	施設名	所在地名	所有関係	摘要
二〇〇一	三沢飛行場	三沢市	国有	土地：約四三、〇〇〇平方メートル 工作物：鋪床等 航空自衛隊が訓練施設として共同使用する。 使用期間：年四回、訓練一回につき一日から五日、年二十日以内
三〇一三	横田飛行場	福生市、東京都西多摩郡瑞穂町	国有	土地：約一八、〇〇〇平方メートル 工作物：雑工作物 航空自衛隊が訓練施設として共同使用する。 使用期間：年四回、訓練一回につき一日から五日、年二十日以内
六〇二二	嘉手納弾薬庫地区	沖縄県中頭郡読谷村	国有 民有	土地：約五二、〇〇〇平方メートル 航空自衛隊が訓練施設として共同使用する。 使用期間：年四回、訓練一回につき一日から五日、年二十日以内
六〇三七	嘉手納飛行場	沖縄県中頭郡嘉手納町	国有 民有	土地：約六二〇平方メートル 土地：約二三、〇〇〇平方メートル 航空自衛隊が訓練施設として共同使用する。 使用期間：年四回、訓練一回につき一日から五日、年二十日以内

◎追加提供

施設番号	施設名	所在地名	所有関係	摘要
三〇一三	横田飛行場	福生市	国有	建物：約六八〇平方メートル 工作物：門等 資材庫等として追加提供する。
三〇九〇	吾妻倉庫地区	横須賀市	国有	土地：約二、〇〇〇平方メートル 工作物：貯槽等 潤滑油タンク等として追加提供する。
三一八七	百里飛行場	小美玉市	国有 国有	土地：約一一、〇〇〇平方メートル 工作物：鋪床等 訓練施設として追加提供する。 使用期間：年四回、訓練一回につき一日から五日、年二十日以内 航空自衛隊百里基地の施設の一部を、地位協定第二条第四項(b)の適用がある施設及び区域として提供する。 この場合において、合衆国軍隊がこの施設及び区域を使用している期間中は、地位協定の関連ある条項が適用される。

◎新規提供

施設番号	施設名	所在地名	所有関係	摘要
三〇五〇	入間飛行場	狭山市、入間市	国有 国有	土地：約四、〇〇〇平方メートル 工作物：鋪床等 訓練施設として新規提供する。 使用期間：年四回、訓練一回につき一日から五日、年二十日以内 航空自衛隊入間基地の施設の一部を、地位協定第二条第四項(b)の適用がある施設及び区域として提供する。 この場合において、合衆国軍隊がこの施設及び区域を使用している期間中は、地位協定の関連ある条項が適用される。
六〇九一	那覇飛行場	那覇市	国有 民有	土地：約一、〇〇〇平方メートル 土地：約六、四〇〇平方メートル 訓練施設として新規提供する。 使用期間：年四回、訓練一回につき一日から五日、年二十日以内 航空自衛隊那覇基地の施設の一部を、地位協定第二条第四項(b)の適用がある施設及び区域として提供する。 この場合において、合衆国軍隊がこの施設及び区域を使用している期間中は、地位協定の関連ある条項が適用される。